

(重要事項説明書別添)

令和4年10月1日より

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) さわやかナーシングさかほぎ
利用料金表

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

① 基本利用料(記載は1割の負担額)

介護サービス費

	従来型個室	
	単位数	利用者負担額
要介護1	596単位	596円
要介護2	665単位	665円
要介護3	737単位	737円
要介護4	806単位	806円
要介護5	874単位	874円

介護予防サービス費

	従来型個室	
	単位数	利用者負担額
要支援1	446単位	446円
要支援2	555単位	555円

(介護予防)短期入所生活介護費の減算

減算内容	減算額
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合。	3%に相当する額
利用者の数及び本体施設の利用者の数の合計数が利用定員を超える場合。	30%に相当する額
介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合。	30%に相当する額
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合。	3%に相当する額

② その他の加算される料金(記載は1割の負担額)

加算項目	加算内容	利用者負担額
機能訓練指導体制加算	機能訓練指導員を配置している場合。	12円/日
生活機能向上連携加算Ⅰ	外部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師からの助言を受け、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成している場合。3ヶ月に1回に限る。	100円/月(個別機能訓練加算を算定している場合は算定不可)
生活機能向上連携加算Ⅱ	外部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が訪問し、機能訓練指導員等と共同して利用者ごとに機能訓練計画を作成し、機能訓練を行っている場合。	200円/月(個別機能訓練体制加算を算定している場合は100円/月)
個別機能訓練加算	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成し、計画的にADL、IADLの維持・向上を目的とした機能訓練を実施している場合。	56円/日
看護体制加算Ⅰ ※1	常勤の看護師を1名以上配置している場合。	4円/日
看護体制加算Ⅱ ※2	配置基準を1名以上上回って看護職員を配置しており、24時間の連絡体制を確保している場合。	8円/日
看護体制加算Ⅲ ※3	※1の要件を満たし、前年度又は3ヶ月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の割合が70%以上である場合。	12円/日(定員29名以下) 6円/日(定員30名以上50名以上)
看護体制加算Ⅳ ※4	※2の要件を満たし、前年度又は3ヶ月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の割合が70%以上である場合。	23円/日(定員29名以下) 13円/日(定員30名以上50名以上)
医療連携強化加算	利用者の急変の予測や早期発見のため、看護職員により定期的な巡回を行う事や主治医と連絡が取れない場合に備えて、あらかじめ協力病院を定め、緊急やむを得ない場合の対応にかかる取り決めを行っていること、かつ急変時の医療提供の方針について、利用者から合意をうけている場合。	58円/日
夜勤職員配置加算Ⅰ	従来型施設において配置基準を1名以上上回って夜勤を行う職員を配置している場合。	13円/日
夜勤職員配置加算Ⅱ	ユニット型施設において配置基準を1名以上上回って夜勤を行う職員を配置している場合。	18円/日
夜勤職員配置加算Ⅲ	従来型施設において夜勤職員配置加算Ⅰの要件に加えて、夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合。	15円/日

夜勤職員配置加算Ⅳ	ユニット型個室において夜勤職員配置加算Ⅱの要件に加えて、夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合。	20円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症のため、緊急にサービスを利用する必要があると判断した利用者に対してサービスを提供した場合。7日間に限る。	200円/日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対し個別に担当を決めてサービス提供した場合。	120円/日
送迎加算	身体状況等一定の基準に該当するもので要介護・要支援状態の者が自身で来所が困難な方が送迎サービスを利用した場合。	184円/日
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急的に行った場合。7日間に限る。	90円/日
長期利用者に対する短期入所生活介護	30日を超えて指定短期入所生活介護を行った場合。	30円/日 減算
療養食加算	医師の指示箋により糖尿病食や腎臓病食などの特別な食事を提供する場合。1日3回以内に限る。	8円/回
在宅中重度受入加算	事業所内において利用している訪問看護事業所による健康管理を行った場合。	421円/日(※1又は※3を算定し、※2又は※4を算定していない場合) 417円/日(※2又は※4を算定し、※1又は※3を算定していない場合) 413円/日(※1又は※3もしくは※2又は※4をいずれも算定している場合) 425円/日(※1~4を算定していない場合)
認知症専門ケア加算Ⅰ	利用者のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が50%以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を修了している従業者を前記の利用者20名に対して1名以上配置しており、定期的に会議を行っている場合。	3円/日
認知症専門ケア加算Ⅱ	認知症専門ケア加算Ⅰの内容に加えて、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している従業者を1名以上配置し、施設において認知症ケアに関する研修を行っている場合。	4円/日
サービス提供体制強化加算Ⅰ	以下のいずれかに該当し、サービスの質の向上に資する取組を実施している場合。①介護職員の総数のうち、介護福祉士の資格を有する従業員の割合が80%以上である。②利用者に直接サービスを提供する職員のうち、勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上である。	22円/日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の資格を有する職員の割合が60%以上である場合。	18円/日
サービス提供体制強化加算Ⅲ	以下のいずれかに該当する場合。①介護福祉士の総数のうち、介護福祉士の資格を有する従業員の割合が50%以上である。②看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が75%以上である。③利用者に直接サービスを提供する職員のうち、7年以上勤続している職員が30以上である。	6円/日

②-1

介護職員処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	①+②の該当するものの 8.3%に相当する金額
介護職員処遇改善加算Ⅱ		①+②の該当するものの 6.0%に相当する金額
介護職員処遇改善加算Ⅲ		①+②の該当するものの 3.3%に相当する金額

②-2

介護職員等特定処遇改善Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	①+②の該当するものの 2.7%に相当する金額
介護職員等特定処遇改善Ⅱ		①+②の該当するものの 2.3%に相当する金額

②-3

介護職員等ベースアップ等支援加算	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	①+②の該当するものの 1.6%に相当する金額
------------------	--	----------------------------

※『介護保険給付の対象となるサービス』には、1割の負担額が記載されています。

※負担割合は、『介護保険負担割合証』もしくは『介護保険被保険者証』に記載の通りです。

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス

※市区町村より介護保険負担限度額認定証が交付されている利用者は、

③及び④の負担が第1段階から第3段階の額になります。

③食費

負担段階	適応要件	1日あたり
標準費用額	※内訳：朝食345円、昼食600円、夕食500円	1,445円
第1段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税であって、高齢福祉年金を受給している方。または生活保護等を受給している方	300円
第2段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税であって、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	左記の要件のほかに預貯金等が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下

第3段階①	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	左記の要件のほかに預貯金等が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下	1,000円
第3段階②	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	左記の要件のほかに預貯金等が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下	1,300円

④居住費

負担段階	1日あたり 従来型個室
標準費用額	1171円
第1段階	320円
第2段階	420円
第3段階	820円

(3)その他の費用

項目	内容	利用者負担額
理美容代	理美容師の出張による、理髪・美容サービスを受けられた場合	実費(業者の定める金額)
喫茶	施設内喫茶を利用された場合	100円
電気使用料	事業所内で施設備え付け機器以外の電化製品を使用した場合	1台につき500円/月
その他の日常生活品等	利用者の希望により日常生活に使用する品物を購入された場合	実費
クラブ活動の材料費	施設内で行うクラブ活動に参加された場合	実費
娯楽・行事費用	利用者の希望により娯楽や行事に参加された場合	実費